



Title	教育権論争の軌跡とその法的考察：欧米諸国における教育権能の検討と教育参画の提唱を含めて
Author(s)	大西, 斎
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42013
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	大西 ひとし
博士の専攻分野の名称	博士(国際公共政策)
学位記番号	第 15557 号
学位授与年月日	平成12年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科比較公共政策専攻
学位論文名	教育権論争の軌跡とその法的考察 —欧米諸国における教育権能の検討と教育参画の提唱を含めて—
論文審査委員	(主査) 教授 森本 益之 (副査) 教授 床谷 文雄 帝塚山大学教授 伊藤 公一

論文内容の要旨

本論文は、まず第1章において、戦後の公教育制度が成立していく過程を考察していく、その過程のなかにおいて「公教育」観の対立を基底とする教育権論争の端緒がどのように芽生え、拡がりを見せていったのかを明らかにしていった。

第2章においては、第1章の公教育観対立に至る背景を包含しながら、教育権論争の二つの対立学説である国民の教育権説の類型、国家の教育権説の類型の双方について歴史的・思想的背景を勘案しながら法的考察を行なった。双方の学説を法的に考察していくうえにおいて、学説の確立に影響をあたえた双方の学者の論証を取りあげて見ていくことにより、双方の学説が確立するに至る根底を究明できたものと思われる。そのうえに立って双方の学説の問題点を指摘しながら自己の見解を述べた。

また、第3章において、フランス・ドイツ・アメリカにおける国の教育権能を考察することにより、これらの国においては、国家が教育内容の決定にどのように関わっているのかを比較的に見ていった。このことによりわが国の教育権論争を考察するうえでの方向性を見出す一助とし、自己の見解を確立する手がかりとした。

第4章においては、従来の教育権論争を踏まえて、新たに、教育に関わる主体（国、教育委員会、学校、教員、保護者、生徒、地域住民〔国民〕）が連携しあい、教育参画会議を通じて教育に関わる主体の声を教育行政に反映させ教育問題に取り組んでいくことこそ今後重要なといつた、教育参画会議設置の政策的提唱を行なった。

論文審査の結果の要旨

戦後の我が国の教育界が、イデオロギー的対立を基軸とする冷戦構造を反映して、激しい闘争に終始したのは周知のとおりである。

教育界のこの対立、闘争の渦中における法上最も大きくかつ重要な争いは、公教育における教育内容の決定権は誰の手にあるのかという「教育権論争」であった。当論文はこの教育権論争を真正面から扱ったものである。すなわち、第1章では教育権論争が生じるに至る歴史的経緯が述べられ、第2章では教育権は国民にあるとする論者達の所説と、教育権は国家にあるとする論者達の所説とが詳細に紹介され、そしてそれらに対して私見として検討が加えられていく。

る。第3章では上記のどちらの見解がより妥当であるかを検証するためフランス、ドイツ、アメリカにおける法制度上の実状を考察している。第4章では国家教育権説に軸足を置きつつも、上記のいずれの見解にも欠けているのは子ども、保護者、地域住民といった人々の意思が直接かつ的確に反映する方策がないことであるとして、これらの人々が連携して教育行政に関わっていく「教育参画会議」の設置を提唱している。

当論文の意義をまとめると、国民教育権説と国家教育権説の両説をこのように詳細に同等のウェイトを置いてまとめた論文は今までのところ存在しないこと、文献・資料を殆ど余すところなく丹念に涉猟していること、上記両説の欠陥を補うものとして新たに教育参画会議の創設という政策的提言を行っていることなどにある。

法制度としての教育参画会議の詳細はなお今後の展開にまつものがあるとしても、当論文が博士学位を授与するに値する領域に達しているものと判定される。